

平成 22 年 8 月 25 日

京都市交響楽団

平成 22 年度

京都市交響楽団音楽スタッフ採用試験受験案内

1 職種、採用予定者数、採用予定日及び職務内容

職種	採用予定者数	採用予定日	職務内容
音楽スタッフ	1名	平成 23 年 2 月 1 日 ※	京都市交響楽団の音楽スタッフとして、交響楽団の運営、演奏会開催等に係る業務「企画制作・営業（公演・チケット）など」に従事します。

※合格者にやむを得ない理由があると認められる場合には、平成 23 年 2 月 1 日以後の日とすることがあります。

2 受験資格

昭和 46 年 4 月 2 日以降に生まれた人（学歴及び国籍は問いません。ただし、成年被後見人又は被保佐人は受験できません。）

3 試験方法及び内容

第 1 次試験	第 2 次試験
●教養試験（択一式）：30 問全問解答（1 時間） ●専門試験（択一式）：20 問全問解答（1 時間） ●専門試験（記述式）：2 問全問解答（1 時間 30 分） * 教養試験は一般知能・一般知識及び一般常識から、また、専門試験は音楽及び音楽スタッフ業務に関する分野から出題します。	●口述試験 ●身体検査 (医療・保健機関での健康診断書を試験当日に提出していただきます。)
	第 3 次試験
	●口述試験

4 試験日時、試験会場及び合格発表

第 1 次試験	●日 時：平成 22 年 11 月 23 日（火・祝） 午前 10 時～午後 4 時 00 分 ●会 場：職員会館かもがわ 京都市中京区土手町夷川上る末丸町 284 電話 075-256-1307 ●合格発表：平成 22 年 12 月 6 日（月）までに第 1 次試験合格者のみに文書で通知します。
第 2 次試験	●日 時：平成 22 年 12 月 15 日（水）（時間は受験者に通知します。） ●会 場：京都市交響楽団練習場 京都市北区出雲路立本町 103 番地 電話 075-222-0347 ●合格発表：同日、第 2 次試験終了後、練習場内に合格者を掲示します。 同日、合格者に対して第 3 次試験を実施します。

第3次試験	<ul style="list-style-type: none"> ●日時：平成22年12月15日（水） 第2次試験終了後 ●会場：京都市交響楽団練習場 ●合格発表：平成22年12月下旬頃、第3次試験受験者全員に文書で通知します。
-------	---

*第2次試験は第1次試験合格者のみに実施、第3次試験は第2次試験合格者のみに実施します。

*電話での試験の可否の照会には応じられませんので、御了承ください。

5 受験申込の手続

申込書の請求	80円切手を貼ったあて先明記の長3号の大きさの返信用封筒を同封のうえ、京都市交響楽団へ郵便で請求してください。（封筒の表に「音楽スタッフ採用試験受験願書請求」と朱記してください。） また、京都市交響楽団のホームページからダウンロードすることもできます。 (URL: http://www.kyoto-symphony.jp/)
申込方法	次の書類等を京都市交響楽団へ簡易書留で送付してください。（封筒の表に「受験書類」と朱記してください。） ●受験願書（必要事項を記入し、写真を貼ったもの） ●受験票送付用封筒（長3号の大きさの封筒にあて先を明記し、80円切手を貼ったもの）
申込先	〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町1-26 京都コンサートホール内 京都市交響楽団（電話 075-711-3110）
申込期間	平成22年9月1日（水）～平成22年10月15日（金）（必着）
受験票の交付	申込者には受験票を送付いたします。なお、平成22年11月1日（月）までに受験票が届かない場合は、京都市交響楽団へ照会してください。

6 合格から採用まで

- (1) 最終合格者には、本市の指示する書類を提出していただき、その上で採用を決定いたします。
- (2) 最終合格者でも試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用者の身分は京都市非常勤嘱託員となります。採用後、交響楽団の運営を所管する財団法人京都市音楽芸術文化振興財団へ派遣され音楽スタッフの業務に従事します。
なお、採用後6箇月の期間は試用期間とし、この間を終了した成績優良者を正音楽スタッフとします。

7 給与

(1) 初任給

年齢	基礎報酬	基礎加算報酬	合計
22歳	132,900円	13,290円	146,190円

上記は、平成22年4月1日現在の額です。

- (2) 上記の初任給は、職歴（職務内容・期間）等に応じて加算されることがあります。
- (3) 他に、音楽スタッフ報酬（37,500円～）、扶養報酬、通勤費用、住居報酬、ボーナス（臨時報酬、平成21年度実績は年間4.15箇月分）などがそれぞれの支給要件に応じて支給されます。
- (4) 福利厚生については、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌健康保険）、厚生年金保険、京都市職員厚生会に加入することになります。
- (5) 年齢60歳で定年となり、退職時臨時報酬については、京都市職員の退職手当に準じた制度があります。